

論文

「侵略戦争そのものをあるがままに 受容する」とはどういうことなのか

金 静 美

一九八九年秋に書き、『思想』一九八九年一二月号に発表した「朝鮮独立、反差別、反天皇制——衡平社と水平社の連帯の基軸はなにか——」にたいして、本誌で、黒川みどり氏と藤野豊氏から批判を受けることができた。相互批判は、たがいの研究をふかめあい、研究の社会性を強めるものである。両氏の批判にこたえつつ、社会変革に有効な歴史研究の可能性を考えたい。

一 史実の確認と歴史的原因の探求について

黒川みどり氏は、「水平運動・融和運動史研究の動向」(『部落解放研究』第七五号、一九九〇年八月)で、「朝鮮

独立、反差別、反天皇制——衡平社と水平社の連帯の基軸はなにか——」の内容を簡潔に紹介したあと、つぎのようにべている。

「金のそれもまだどちらかという事実の指摘と告発に終わっていて、『差別の重層構造』を踏まえて『朝鮮と日本の被差別民の連帯が構築されえなかった歴史的原因を探求』するという大きな課題は、今後に残されているといえよう」

黒川氏は、「課題は今後に残されているといえよう」と言っている。たしかに、朝鮮と日本の被差別民の連帯が構築されえなかった歴史的原因は底深く、その探求は簡単ではない。わたしが明らかにしえたのは、その歴史的原因の

わずかな一角であった。しかし、たとえきわめて不十分であり、模索的であり、概括的ではあってもわたしは、実証的歴史研究の方法によって衡水連帯にかかわる史実を明らかにし、その連帯の試みが実らなかつた歴史的原因を解明した。課題は大きく、今後さらにその課題に迫っていかなくてはならないのだが、そのためにも、わたしが、その課題にかかわって、なにができ、なにができなかつたのかを指摘してはしかなかった。そのような指摘を欠いて、「課題は最後に残されているといえよう」と、簡単に言ったのでは、研究はつき重ねられていかないのではないか。

また、黒川氏は、わたしの論文に関して、「事実の指摘と告発」に終わっていると断定しているが、わたしの論文のどこを読んで「告発」と感じたのだろうか。告発ということとは、処罰をもとめて犯罪事実を示すことを意味すると思うが、わたしはこの論文では、ひたすら事実をして語らしめるという方法をとっているものであり、松本治一郎氏らのアジア侵略加担に関しても、事実を示したが告発はしていない。あるいは、史料にもとづいて示されている事実があまりにも反民衆的であるため、黒川氏は「告発」と感じたのであろうか。歴史研究は、史実を明らかにし、歴史的事実の因果関係を解明し、そこから教訓を学ぶための作業である。わたしは考えている。歴史研究は、告発のための

前提的な作業とはなるかもしれないが、歴史研究論文で告発をおこなうことは、実効のないことである。告発には告発にふさわしい行動形態がある。

日本帝国主義者あるいは日本民衆のアジア侵略の歴史的事実を、実証的に叙述すると、それを「告発」であると称する日本人歴史研究者は一人や二人ではない。たとえば、「朝鮮の近代史を見る眼」と題する座談会で、宮田節子氏は、「日本植民地支配の告発というんですかね。暴露というのか……。関東大震災の虐殺とか強制連行とか、そういうところからいって、そして研究の方はずっと遅れていると思うんですね。研究は時間がかかることだし、そんなに簡単にはいかない。だからまず告発、弾劾……」とのべ、司会者（氏名不明）をふくめ他の出席者（旗田巍氏、馬淵貞利氏）もこの発言を受けられている（旗田巍編『朝鮮の近代史と日本』大和書房、一九八七年、二八四～二八五頁）。

だが、たとえば、姜徳相・琴秉洞編『関東大震災と朝鮮人』（みすず書房、一九六三年）、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、一九六五年）は実証研究に裏づけされた基礎文献である。

宮田節子氏は、朝鮮人によるこれらの基礎研究が発表されてから二〇年以上もたった時点でおお、研究は……そんなに簡単にはいかない。だからまず告発……」とい

いる。朴慶植氏らの研究は、歴史研究ではなくて「告発」なのか！ 宮田節子氏もその一人だが、「中国側にも朝鮮人を日本の侵略の手先とみる者が多かつた」などと朝鮮民衆・中国民衆の近現代史に関して根拠のないことをのべ、それを批判されてもなんらこたえようとも、あらためようともしない日本人歴史研究者が何人もいる（金静美「統一された朝鮮社会の民衆史をめざし」、『民権』創刊号、民権社、一九八七年一月、一四九～一五〇頁、参照）。

「関東大震災の虐殺とか強制連行とか」をふくめ日本人はアジアでどれほどの犯罪をおこなったか。その歴史的事実の一つひとつを実証的に明らかにすることは、なによりもまず日本人自身の課題ではないのか。自分の祖父母、父母、兄弟、そして自分自身をふくむ日本民衆が、アジアで、アジアの民衆に敵対しておこなった事実を自分の手ではっきりさせることは、侵略責任・戦後責任をとろうとする日本人近現代史研究者の基本的な任務のひとつではないのだろうか。

歴史研究において、隠されている史実、あるいは虚言・虚証におおわれている史実を明らかにするために、どのような作業をつみ重ねなければならぬかを黒川氏も知っていると思う。

全国水平社の歴史に関して、大衆のまえに明らかにさ

れるべきであるにもかかわらず、これまで隠されたままであるか、あるいはいつわりでおおわれている事実が多い。

意図的ではないかもしれないが、黒川みどり氏は、事実をおおい隠す作業に協力したことはなかつたであろうか。

「水平社と松本治一郎 荊冠旗のもとに」と題する松本治一郎氏の簡単な伝記で、黒川氏はこう書いている。

「治一郎の抵抗姿勢は……理論や党派の利害が優越するのではなく、もっぱら被差別部落の人々の権利・生活の擁護に根ざしたものであった。しだいに転向と抵抗の微妙な時代の境位に立ちながらも、差別のある限り最後まで荊冠旗を降ろすことなく一九四二年に水平社が法的に自然消滅に追いこまれるまで、ともかく組織を守り抜いたのであった」（『週刊朝日百科 日本の歴史』一一三号、朝日新聞社、一九八八年六月、一一一八九頁）。

ここで黒川氏は「松本治一郎は、水平社が法的に消滅したのちも、水平運動のシンボルである荊冠旗を金庫にしまつて守つたという」というたぐいの論法は採用してはいないが、全国水平社委員長として松本治一郎氏が先頭になつて「東亜協同体建設」を主張し、アジア侵略戦争に日本の被差別部落民を煽動した事実が消し去られている。また、一九四二～一九四五年の部分の記述は空白である。

歴史研究者にとって事実を明らかにすることは基本的な

任務であろう。「事実の指摘と告発に終わって……」と断定するまえに、「水平社と松本治一郎 荊冠旗のもとに」を例外として、これまで綿密な歴史研究をつづけてこられた黒川みどり氏には、わたしがわずかではあったが明らかになった水平運動を指導的に担った人びとのアジア侵略加担の事実を——「事実の指摘」と「告発」とのちがいを明確にしつつ——さらに全体的に実証的に「指摘」していく学問的展望を示してほしかった。

部落解放運動を担っている人も部落解放運動史研究者も、もし日本のアジア侵略の歴史的責任の所在を明らかにし、戦後責任をとろうとするならば、全国水平社の運動を中心的に担ってきた人びとが、アジア侵略にどのようにかかわったのか、かわらなかつたのかを明らかにすべきだろう。

「朝鮮独立、反差別、反天皇制」をていねいに読んでいただければ、差別の重構造を破りうる朝鮮と日本の被差別民の連帯が構築されなかつた歴史的原因を、わたしがどのように分析したかは理解していただけると思うが、黒川氏のような読み方もあるので、ここでもういちど簡単にのべておきたい。

1、被抑圧民族の民衆と抑圧民族の民衆との連帯は、抑

主張する人もいた。しかし、かれらの「民族自決論」は、アイヌモシリ、ウチナー、台湾、サハリン、中国遼東半島南部、朝鮮、「南洋群島」にたいする日本の植民地支配を否定するものではなかつた。

6、天皇(制)のもとに再編強化された差別社会において、日本の被差別部落民は、「反差別・反侵略」「反差別・反植民地支配」という思想を確立・堅持することができず、「反差別・アジア侵略」という思想を強めていった。そのことにかかわって全国水平社指導部の責任は大きい。とくに、「七・七事変」以後、全国水平社指導部は、「差別観念根絶による挙国一致の完成」、「新東亜建設による部落問題の完全解決」という方針を出し、日本の被差別部落民をさらなるアジア侵略に煽動した。

7、日本の被差別部落民の多くは、朝鮮独立の根源性を理解できず、朝鮮の被差別民と差別の重構造を打ち砕きうる連帯を築くことができなかった。しかし、全国水平社指導部の影響から遠い地点で、日本の被差別部落民と朝鮮民衆との連帯が生活と労働の場で築かれていたであろうというところを、だれも否定することはできない。

8、水平社は水平社にたいして、朝鮮独立の課題が両社の連帯を築くうえでの根本課題であり、植民地独立と日本のアジア侵略阻止を基礎とする反差別闘争でないかぎり、

圧民族の民衆が他民族抑圧を自己批判し抑圧をやめようとするこなしには築かれえない。

2、したがって、差別の重構造を破りうる朝鮮の被差別民と日本の被差別部落民の連帯は、日本の被差別部落民の、朝鮮にたいする植民地支配を廃絶しようとする意志と思想に裏づけされた行動なしには築かれえない。

3、だからといって、それは、ただちに日本の被差別部落民が植民地の解放を実現するために具体的な行動を開始し、一定の成果をあげないかぎり、朝鮮の被差別民との連帯が構築されえないということの意味しない。他国(地域)を植民地とし他民族を抑圧していることに疑問を感じ、日常生活のさまざまな局面で、あるいは日々の労働の場で自己の抑圧民族としてのありかたを自己批判するという思想的作風、感性を多くの日本の被差別部落民がもって生きていくならば、それは朝鮮の被差別民との有効な連帯を築きあげる基礎となる。

4、だが、全国水平社の運動を中心的に担った人びとのほとんどは、彼ら自身そのような行動をとることもなく、したがって大衆運動の指導者として日本の被差別部落民の抑圧民族としての意識を革新していこうとしなかつた。

5、全国水平社草創期の指導者のなかには、被差別部落民異民族規定を前提として被差別部落民の「民族自決」を

差別の重構造を粉砕することは不可能であるということ、系統的かつ持続的に主張することができなかった。そのような主張を可能にする両社の主体的力があまりに弱かつたからである。水平社は、日本帝国主義者の攻撃に対抗して、公然・非公然に朝鮮独立の課題を組織的に実践することができず、一九三三—一九三六年の大弾圧(「衡平青年前衛同盟事件」)で決定的な打撃をうけた。

以上のことをわたしは、全国水平社指導部の「民族自決論」・被差別部落民異民族論の軌跡を運動史のなかで実証的にたどりつつ、あるいは北原泰作氏、松本治一郎氏の言行などを分析しつつ、「朝鮮独立、反差別、反天皇制」でもっぱら事実そのものによって語らしめるという方法で述べた(7、8に關しては概述のみであったが)。論文の表題で凝縮して示しているように、わたしは、水平社と水平社が連帯して反差別闘争をすすめるうえでの、朝鮮独立と反天皇制という基軸が、両社の運動の初期の段階においてもそれ以後においてもあやふやなものであった過程をたどり、その歴史的原因を探索した。

ただし、わたしがおこないえたのは、主として歴史的原因の上部構造の解明であり、全国水平社の人びとが植民地独立という課題が根源的な課題であることをついに理解し

えなかった歴史的原因の下部構造に関しては、本文での分析を前提として、終末部で、「天皇制国家日本の近代化は、植民地からの収奪を基礎としてすすめられた。日清戦争・日露帝国主義戦争によって日本の領土が拡大され、植民地収奪の利益の一部を受けとった日本民衆は、しだいに強く、思想的にも天皇制と侵略の構造に組みこまれていった」とのべる以上のことはできなかった（その後わたしは、その歴史的原因の探求を、思想の領域と経済の領域でつづけた。未熟なものではあるが、一九九一年二月二三日の第一三回部落解放研究所会員会議歴史・理論部門での報告「部落解放運動史研究と日本帝国主義批判」を補うものとして自費出版した『事実を明らかにし怒りをとき放つ』のなかの『「反差別・アジア侵略」批判』および「アジア侵略・天皇制——差別の物質的基礎はなにか——」を見ていただきたい）。

二 批判の姿勢と歴史研究・叙述の方法について

藤野氏は、「戦時下水平運動の研究をめぐる問題点」(『部落解放研究』第七六号、一九九〇年一〇月)で、「戦時下水平運動・融和運動の研究」の先行研究のひとつとし

て「朝鮮独立、反差別、反天皇制——衡平社と水平社の連帯の軸はなにか——」をあげ、それに「言及」している。だが、藤野氏が「言及」しているのは、この論文の本文ではなく、本文を補強する数多くの註のひとつ(二)「侵略による部落差別『解消』の試み」の註7)の後半の一部分のみである。先行研究を紹介するというのであれば、まずその論文の筆者が基本的に論証しようとしたことがなんであるのかを少しはのべるべきだろう。そうでないならば、この論文の註のひとつにこのように書くことが書いてあるのでそれについてのみ「言及」する、とすべきであった(黒川みどり氏は、論文の基本テーマを明示しようとする姿勢をもって「水平運動・融和運動史研究の動向」を書いている)。藤野氏が「言及」しているのは、わたしは藤野氏の『部落厚生皇民運動』史論』の結論部に触れつつ、「全国水平社もまた、『日本ファシズムの民衆支配を推進する役割』を果したのではないだろうか。全国水平社指導部は、被差別部落民を侵略戦争に煽動したのではなかったか。藤野がいうところの全国水平社が守ろうとした『運動の立脚点』(『被差別部落大衆の団結』)とは、アジア侵略のための団結であり、アジア民衆の犠牲のうえに『部落差別からの生活と権利の防衛』を行なうための団結であったのではなかったか」とのべている部分のみである。そして藤野氏は、

かれの「立場」から見るとわたしの批判は、「あまりに単純すぎると言わざるを得ないのである」とのべている。

藤野氏は、わたしの論文の本文を無視して註一個の一部のみをとりだして、それを「あまりに単純」と言っているが、綿密な分析のプロセスを経たのちに単純明快な結論がみちびきだされることは、しばしばあることである。その場合は分析が単純なのではなく、一見複雑であるかのように見えることであっても、事実の性格そのものが単純なのである。

委員長の松本治一郎氏をはじめとして、全国水平社指導部の人びとが、日本の被差別部落民をアジア侵略戦争に煽動したのは事実である。わたしはそのことを論文の本文で実証しつつ、「全国水平社もまた、『日本ファシズムの民衆支配を推進する役割』を果したのではないだろうか。全国水平社指導部は、被差別部落民を侵略戦争に煽動したのではないかったか」と、註で補足したのである。

藤野氏は、「金氏の批判はあまりに単純すぎる」としたあとで、こうのべている(以下、傍点および「」はすべて筆者の注記)。

「全国水平社は、きわめて現実主義的に戦時体制に対応した。部落問題の解決を高度国防国家建設のなかに解

消するのではなく、国民生活全体が圧迫されるなかで、被差別部落大衆の生活を防衛することを至上とし、そのためには侵略戦争そのものがあるがままに受容したのである」

「両者〔全国水平社と部落厚生皇民運動〕ともに侵略戦争に協力した点では共通しているが、民衆動員に果たした役割では異なっていた。金氏はこの点を軽視し、両者を一括して『日本ファシズムの民衆支配を推進する役割』を果たしたと言いつつ切ってしまうのである」

「わたしは、戦争責任を論じるうえで、積極的にファシズム支配と侵略戦争を煽動、推進した勢力とそれに抵抗しえずして協力を余儀なくされた勢力とは区別すべきだと考えている。水平運動において積極的にファシズム推進の役割を果したのは、朝田善之助・松田喜一・北原泰作らの部落厚生皇民運動である」

わたしはこの藤野氏の論説に歴史研究・叙述の方法にかかわっていくつかの疑問を感じざるをえない。

1

藤野氏は、わたしが軽視してはいいないことを軽視しているかのように錯覚している。

わたしは、全国水平社指導部と部落厚生皇民運動グルー

プがアジア侵略に果たした役割のちがいを、とくに重視もしていないが軽視もしていない。わたしは両者のちがいをみとめつつ、両者はともに「日本ファシズムの民衆支配を推進する役割」を果たしたのではないかといっているのである。

「朝鮮独立、反差別、反天皇制」の本文でわたしは、全国水平社の松本治一郎氏も部落厚生皇民運動の北原泰作氏とともに、「八紘一字の肇國精神（あるいは国体精神）」を肯定し天皇（制）に徹底的に屈服しアジア侵略を煽動していた事実を指摘したうえで、こう書いている。

「天皇を『神』として、融和運動に合流し、『国民融和』のスローガンのもとに被差別部落民をアジア侵略に煽動しようとしている点では、『除名』された方と『除名』した方の間に違いはなかった」

また、一九八八年にわたしは、つぎのように書いている。

「全国水平社の指導的位置にあった人は、日本の被差別民衆をアジア侵略に動員した。天皇を『神』とし侵略を肯定する国粹主義者の運動であったという意味で、全国水平社の『大和報國運動』も全国水平社旧解消派の『部落厚生皇民運動』も同一の性格の運動であった」（金静美文賞「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」、『衡水』翻訳編集委員会編訳「朝鮮の被差別民衆』解放出版

社、一九八八年、二六九頁）。

わたしは、松本治一郎氏らや北原泰作氏らをファシストそのものであったともなかったともいってはいない。松本治一郎氏や田中松月氏らと北原泰作氏や朝田善之助氏らと、どちらがよりファシストに近かったかという問題は、かれらのすべてが「八紘一字」「君民一如」「挙國一致」を主張し、被差別部落民をアジア侵略に煽動したという事実のまえでは、さして重要な問題ではない。部落厚生皇民運動が「大衆的ファシズム運動」であったかどうかという問題には、わたしはさしせまった関心がない。

一九四〇年八月四日に、全国水平社拡大中央委員会は、野崎清二・朝田善之助・松田喜一・北原泰作の四氏を「除名」したが、「除名」された部落厚生皇民運動グループの日本民衆にたいする影響力は、「除名」した全国水平社指導部より小さかった。

日本民衆にたいする煽動力から見ると、組織が大きく全国水平社という組織名をもつ松本治一郎氏らのグループのほうが、アジアの民衆および日本の民衆により大きな害毒をあたえていた。わたしは、「朝鮮独立、反差別、反天皇制」では、かれらの煽動力や害毒の大きさの違いには言及しなかったが、ここで付言しておく。

2

藤野氏は、①部落厚生皇民運動Ⅱ「積極的にファシズム支配と侵略戦争を煽動、推進した勢力」（「水平運動」において積極的）にファシズム推進の役割を果たしたのは、朝田善之助・松田喜一・北原泰作らの部落厚生皇民運動）、②全国水平社Ⅱ「それ」にファシズム支配と侵略戦争か？」に抵抗しえずして協力を余儀なくされた勢力（「全国水平社は、……被差別部落大衆の生活を防衛することを至上とし、そのためには侵略戦争そのものをあきらまざるに受容した」といふ図式を提出している）。

わたしが証拠を示して論証した事実を、藤野氏は証拠を示さずに否定し、証明なしに、全国水平社は「侵略戦争そのものがあるがままに受容した」のであって、「積極的にファシズム支配と侵略戦争を煽動、推進した勢力」ではなかった、と主張している。だが、わたしはこのような主張がなりたないことを、すでに「朝鮮独立、反差別、反天皇制」で実証している。歴史研究者として先行研究論文を紹介・批判し、反対のことを主張するのであるならば、その論文がある程度はきちんと読みぬき、わずかでも反論の証拠を示すべきではないのか。

全国水平社指導部は、部落厚生皇民運動グループを批判するさい、共産主義者を敵に売り渡すようなことをやっている。かれらは拡大中央委員会で部落厚生皇民運動グループのうち四人を除名したが、その直後に全国水平社総本部の名で出した文書で、かれらは、部落厚生皇民運動グループの動きを「時局便乗的共産主義活動」「赤魔的似而非愛國運動」と規定し、「彼等が最も怖れて居るのは共産主義的本性を感じられることである」、「部落大衆を赤魔より守ることは吾等の国家的任務である」とのべ、天皇制と侵略戦争にたいしてたたかいつづけてきた共産主義者を「赤魔」とよんで、日本の被差別部落民の共産主義者にたいするわずかな反感をもふきとばそうとしていた。

全国水平社指導部はまた、「彼等は……鋭い人民戦線運動の毒牙を研いでゐるのである」、「其の戦術とする所は彼等の言葉に従へば『日常不断に生起する諸問題』即ち部落大衆の不平不満を激発し之を取り上げて行動と組織に持つて行かうとするのである。斯くの如きは断じて我が全水の採らざる所である」、「全水の場合、目的は『国体の本義を顕現し国家の興隆に貢献』すること」と称し、部落厚生皇民運動とのちがいを、共産主義運動・人民戦線運動と国家主義運動とのちがいであるかのようにのべていた（全国水平社総本部「北原等除名の真相に就て」、「全水大会告知」

全国水平社大会事務所、一九四〇年八月二〇日、四頁)。

部落厚生皇民運動グループは実際には共産主義者の「仮装組織」ではなく、天皇(制)に屈服し、アジア侵略戦争を日本国民が団結しておこなうためには差別を解消しなければならぬという全国水平社指導部と同じ方針をもつ分派集団であった。だから、このグループを「赤魔」とよぶことは、部落厚生皇民運動になんら損害をあたえるものではなかった。しかし、共産主義者を「赤魔」とよび、ファシズムと戦争に反対する統一した民衆運動を「人民戦線運動の毒牙」とよぶことは、困難な時代の反侵略・反天皇・反戦の民衆闘争をより困難にし、「日本ファシズムの民衆支配を推進する役割」を果す利敵行為のひとつであった。

「全国水平社は、……被差別部落大衆の生活を防衛することを至上とし、そのためには侵略戦争そのものがあるが、ま、ま、まに受容したのである」と日本人歴史研究者藤野豊氏は、一九九〇年に、断言した(ここでは藤野氏は、全国水平社と全国水平社指導部とを区別していない)。

だが、一九三八年六月一日に、全国水平社拡大中央委員会は、綱領を「吾等は国体の本義に徹し国家の興隆に貢献し国民融和の完成を期す」と改悪し、「殉国の覚悟を以て国民精神総動員に参加し挙国一致体制を強化すること」、

ための協同化運動」であった(前掲『第十五回大会報告』)。

このように、日本帝国主義者が全面的な中国侵略戦争を開始したあとまもなく、全国水平社指導部は、「部落問題の一挙解決」のためと称して被差別部落民を「東亜協同体建設」(アジア侵略)に駆りたてはじめていた。

そして、一九四〇年八月二八日の第一六回大会の「正文」で、全国水平社指導部は、「我が全国水平社は、……大和報国の維新体制樹立に邁進すべし」、「皇道日本の黎明とは多元的なる自由主義国家より一元的の統制国家への発展である、……新しい日本の建設は総てを 上御一人に帰一し奉り、一君のもと万民が翼賛補翼を奉公すべき皇道体制の強化拡大でなければならない」と、天皇(制)に徹底して屈服して侵略戦争体制強化に協力することを、被差別部落民に迫っていた(全国水平社総本部『第十六回全国大会議案書』一九四〇年八月二八日)。

「全国水平社は、……侵略戦争そのものがあるが、ま、ま、まに受容した」というのは、科学的な歴史研究の方法によっては証明されえない空言である。全国水平社指導部は、被差別部落民に天皇(制)を支持させ、被差別部落民を侵略戦争に煽動し、「日本ファシズムの民衆支配を推進する役割」を果した。この事実を直視しなければ歴史から教訓を学ぶことはできない。

「日本民族の大陸発展に貢献せんことを期し国策移民の遂行に協力すること」などという運動方針を出し、また、「全水の主要活動」は五戸二〇戸単位の「実行組合」の組織化(改悪綱領にもとづく被差別部落民の組織化)に重点をおくとする「実践要綱」を決定している(全国水平社総本部『第十五回大会報告』一九三八年二月一〇日)。

さらに、その五か月後の二月二三日、全国水平社第一五回大会のさい、大会名で、「今や我が国は、更正支那を育成し(すなわち、中国を武力侵略・支配し)、民族協和による東亜協同体建設(すなわち、東アジア全域の植民地化)の大業に邁進し、……東洋永遠の平和(すなわち、日本)の永遠のアジア支配)を確立せんとする歴史的使命を担ひ立つてゐる」という宣言が出されている。この第一五回大会では、「銃後部落厚生運動方針」が決定されたが、ここでは、「民族協和による東亜協同体の建設は、……東洋永遠の平和を確立し、やがて世界維新への発展の過程である」としつつ、「吾々部落大衆は、従前より朝鮮同胞の内地進出により、著しく職業の侵蝕を受けてゐた」として「銃後部落厚生運動」とは、「朝鮮同胞」を部落産業から排除し、「六千部落三百万の兄弟大衆(日本人被差別部落民)」のみの「生活の徹底的なる充実伸張、福祉増進を図る生活拡充、消費の合理化を最も効果的ならしむる

3

藤野氏は「戦時下水平運動の研究をめぐる問題点」で、「全国水平社は、……被差別部落大衆の生活を防衛することを至上とし……」といい、一九三九年にも、「皇民運動派が協同主義国家の建設を目指し、その国家改造に被差別部落大衆を動員しようとしたのに対し、松本はあくまでも被差別部落大衆の生活と権利の防衛を主眼とし、戦時体制をそのために利用しようと考えたのではないか。……松本は終始、大衆に依拠した運動を求めてきた」と主張している(藤野豊『水平運動の社会思想史的研究』雄山閣、一九八九年、三三七頁)。

だが、一九三七～一九四一年に全国水平社指導部が被差別部落民の生活を「防衛」したとする論者は藤野氏だけではないが、具体的にそのためになにを全国水平社指導部がやったのかは、「実行組合」の実体をふくめほとんど明らかにされていない。

たとえば、部落解放同盟中央本部編『松本治一郎伝』(解放出版社、一九八七年)には、「治一郎は「一九四一年」三月に、大皮革の原皮、製革、製品販売の一貫統制配給権の獲得のため日本新興皮革統制株式会社の設立が計画されると、推されて社長に就任するなど、部落大衆の生活

防衛に、いっそう熱心に取り組んでいった」と書かれており(二三〇頁)、藤野氏も「全水は一九四一年七月、大革の配給をめぐり日本新興革統制会社の設立にかかり、零細な被差別部落の皮革業者の生活防衛に努めていった」(前掲『水平運動の社会思想的研究』三三四頁)、「この会社組織は……戦時下の部落の零細な皮革業者の生活を防衛するための水平社の戦術の一環であった」(部落解放研究所編・刊『部落解放史——熱と光を——』中巻、一九八九年、三四三頁)などおのべているが、実際には松本治一郎氏や井元麟之氏(大阪支社長)ら当事者によっても、研究者によっても、日本新興革統制株式会社の実体はほとんど明らかにされていないのである。

日本新興革統制株式会社が、低価格で生産者から皮革をとりあげ、「皇軍」の軍需を充足させる統制機関の役割をもたされたこと、この会社の役員・社員たちがそれによって自分たちの生活の一部(あるいは全部)を支えていたことを推測させる証拠はあるが(『皮革統制会報』皮革統制会、一九四四年八月、三三頁、米田富・井元麟之「水平運動よもやま話」下、『部落解放』一九八二年五月、二六頁)、この統制会社が「零細な被差別部落の皮革業者の生活防衛」に実際に役だったという証拠はない。

西光万吉氏の転向を分析した福本正夫氏の『水平運動に

おける転向——西光万吉における転向の軌跡——』(自費出版、一九八二年。執筆は一九七〇年代はじめ)を、藤野氏は「史料的に限界をもち、また、歴史叙述としては粗雑である」と評言しているが(前掲『水平運動の社会思想的研究』二一六頁)、他者のとりわけ先駆的な論著を「粗雑である」というなら、藤野氏自身は、「史料的な限界」をできるかぎり克服し、専門的な歴史研究者としてち密に実証的に論述しなければならぬのではないか。ときとして自己のありかたと切りはなされた地点でとんでもない歴史像を描いてしまう歴史研究者とはちがって、福本正夫氏はとくに歴史研究を専門としてはおらず、みずからの生きてきた道を問い返そうとして西光氏の天皇制への屈服の内容を分析しているのである(福本正夫『激動の中で(覚書ふう)』——一被差別部落民の戦前・戦中・戦後——)上巻・戦前篇、中巻・戦中篇、本音を語る会、一九八九年、下巻・戦後篇第一部、自費出版、一九九一年、参照)。

藤野氏は「松本はあくまで被差別部落大衆の生活と権利の防衛を主眼とし、戦時体制をそのために利用しようとしたのではないか」という。しかし「戦時体制」とは「利用」できるものなのだろうか。似たような言い方を秋定嘉和氏もしている。秋定氏は、松本治一郎氏が「戦術と

してのファシズムの利用」を考えていたかもしれないのべている(『水平社・融和運動における『転向』について』、『部落解放研究』第七六号、一五五頁)。秋定氏の文章は論旨が不明瞭のだが、「戦術としてのファシズムの利用」という表現にもわたしは疑問をもつ。「戦時体制」もファシズムやナチズムも、民衆がそれに抗してたたかうものではあっても、民衆が「利用」する性格のものではないだろう。

「戦時体制」下において被差別部落民の生活がおいつめられ、生活を「防衛」しなければならなくなったとき、大衆運動の指導者が「戦時体制」あるいはファシズムを「利用」しようとしたのではないかと藤野氏はいう。だが、「利用」とはそのばあい、自覚的あるいは無自覚的な「戦時体制」あるいはファシズムへの加担を意味しているのではないか。

4

全国水平社は、①「きわめて現実主義的に戦時体制に対応した」、②「侵略戦争そのものがあるがままに受容したのである」と藤野氏はひとつながりの文章でおのべているが、①の表現も②の表現も、不明朗なものである。「現実主義的に」という表現はしばしば、否定されるべき行為を

弁明するさいに使われる。①の表現をおこなうとき藤野氏は、具体的に全国水平社指導部のどのような「対応」を想定していたのか。また、②の表現はそれだけでは、全国水平社指導部が「日本ファシズムの民衆支配を推進する役割」を果たしたことを否定するものではないが、藤野氏は、否定するものであるかのように使用している。したがって、正確には藤野氏は、③「侵略戦争そのものがあるがままに受容しただけであったのである」と書くべきであった。全国水平社指導部がアジア侵略戦争を受け入れたのは事実である。そのかぎりにおいて、藤野氏の②の表現はまやかしてはいない。しかし実は藤野氏は、③の意味で②の表現を使っているのである。まさにこの点にかかわって(すなわち、全国水平社指導部が、侵略戦争を「受容しただけ」であったのか、それとも「受容し、かつ、能動的に協力した」のかという点にかかわって)、わたしは藤野氏の「部落厚生皇民運動史論」の結論部を批判していた。藤野氏はわたしの批判の核心に正面からこたえようとせず、②のような言い方をして、問題のありかをわかりにくくしている。

わたしが分析している事実は、全国水平社指導部が侵略戦争があるがままに受け入れ、「皇軍」の兵士によるアジアの民衆の殺戮があるがままに受け入れ、アジアの各地か

らの資源の収奪があるがままに受け入れ、アジアの民衆の生活と労働の場の破壊があるがままに受け入れ、アジアの民衆にたいする同化強制があるがままに受け入れ、アジアの民衆の固有の文化の破壊があるがままに受け入れ、総じて自分たちの生活の維持・向上のためにアジア民衆のあらゆる犠牲があるがままに受け入れただけでなく、侵略戦争に被差別部落民を煽動し、「日本ファシズムの民衆支配を推進する役割」を果たしたという明白な事実である。この事実を藤野氏は、②のような表現を使って否定しているのである。このような方法は、実証を基礎とする歴史研究者であるならば、とるべきではないだろう。歴史研究者としての自戒をこめて、指摘しておく。

一九四三年三月に、大阪府社会課あてに、つぎのような投書があったという。この投書を『部落差別事件年表(戦前編)一八七―一九四五年』(部落解放研究所編刊、一九九〇年)では、一九四三年に記録されているただ一件の差別事件として挙げているが(六五頁)、その内容からしてこれは差別事件とは考えにくいものである。

「吾等は日本の国が負けることを望んでゐる、さうなれば幾多四つの差別がないと思ふ、吾等は差別撤廃の法律を設けざる限りどこまでも米英の味方になつて山林は

おろか工場をぼつぼつやきはじめる、吾等二三七名は命を犠牲にして同胞三百万人を助けるつもりでやる」(『特高月報』一九四三年四月分、三五頁)。

日本民衆のなかには、侵略戦争を「あるがままに受容」せず、全国水平社指導部や部落厚生皇民運動グループと対極的な地点で日本の敗戦を望み、そのための実践行動を計画していた人びとがいたのかもしれない。

つぎに、「協力を余儀なくされた勢力」だと藤野氏がいう全国水平社の松本治一郎氏が、一九四二年以後さらに、アジア侵略戦争に協力して、自発的かつ積極的によつたことをしていたのかを簡単に検証してみよう。

三 「大東亜戦争」のさなかに

はじめに、これまで部落解放運動史・融和運動史を研究してきた日本人研究者が誰ひとりとして、一九四二年四月に松本治一郎氏が、地域の日本民衆にむかつて、つぎのようなことをのべていた事実を、分析はおろか指摘すらしてこなかったのはなぜか、という疑問を提起しておきたい。

「仕事の為には汗を流せ／人のためには涙を流せ／御

国の為には血を流せ」

「輝く大東亜戦争の真只中に、敢然として断行される此度の総選挙に当りまして、三たび私は衆議院議員候補者として、親愛なる皆様の前に立たせて戴くことを、此の上もなく光榮に存じます」

「仕事の為には汗を流せ」とは、現下わがくにの至上要請である高度国防国家完成のため、その絶対要件たる『勤労国家体制の確立』を意味するものであります／『人のためには涙を流せ』とは……／『御国の為には血を流せ』とは、一死若国に奉ずる大政翼賛、臣道実践の決意を披瀝したものであります。私は此の三つの旗印を掲げて真実の翼賛議、会確立に挺身致したいと思ひます」

「如何なる人を選ぶべきか／此のことに就いて、東条総理大臣は『現下の時局が要求する最も適当なる人物とは』とて再三次に言明されてゐます。『時局が必要とする最も適当なる人物とは……大東亜戦争を戦ひ抜くために積極的に身を以つてこれに当り得る人物を指すのであつて、この信念のためには富貴も淫する能はざるの気魄を有する人でなければならぬ。翼賛選挙の真髄は実に茲にある』……まことに至言であり私自身も亦左様に努力してまいつたのであります」などなど(一九四二年四月に、福岡県一区全域に配布された、翼賛選挙推薦

候補松本治一郎氏の「選挙公報」から抜粋)。

一九四二年一月に全国水平社が「解消」させられていたことをもって、この年四月の松本治一郎氏の言行は部落解放運動史・融和運動史研究の範囲外のことである、とすることはできないし、全国水平社と無関係であるとするのもできないだろう。松本氏を「解放の父」といまなお規定している人びとの多くは、松本氏が一九四二年一月以後も荊冠旗を守りぬいたとしている。

松本氏が荊冠旗を金庫にしまつておいたという話をひとつのよりどころにして、松本氏が戦争協力した事実をあいまいにしてしまう試みが、これまでくりかえされているが、藤野豊氏も最近つぎのようにのべている。

「松本治一郎は、水平社が法的に消滅したのちも、水平運動のシンボルである荊冠旗を金庫にしまつて守つたという。松本は、日本帝国主義の敗北と、戦後の運動の復活を見通していたのであろう」(前掲『部落解放史——熱と光を——』中巻、三四六頁)。

「荊冠旗を金庫に入れた」というときから数か月後に、松本氏は、「御国の為には血を流せ」、「一億一心国を挙げて老も若きも鉄火の一丸となり、如何なる困難の中にも

突入し且つ之れを突破して、必勝不敗の勝勢を完成せねばなりませぬ」、「大東亜戦争完遂と言ふ未曾有の時局に際会して誰れか国に殉ずる決意を有しないものがありませう」といって、日本民衆をアジア侵略戦争に煽動していた(前掲「選挙公報」)。

当時、日本帝国主義者が「一億一心国を挙げて」というとき、「一億」には台湾人、朝鮮人、クリール列島・南サハリン・南洋群島」の先住民がふくまれており、「国」には、クリール列島、台湾、南サハリン、朝鮮、「南洋群島」がふくまれていた。「一億一心」に関して井元麟之氏は一九七六年に、「大和報国運動は」一億一心を逆手にとり、部落問題を一億一心によって解決する、といういわば条件付きの戦術的考え方であった」と説明したが(井元麟之・米田富・松井久吉・上杉佐一郎「人間・松本治一郎と部落解放運動」、「部落解放」一九七六年一月、二五頁)、ここではそのような説明はなりたないだろう。松本氏ら全国水平社指導部の戦争協力を弁明するさいに、「逆手に」という表現はしばしば使われている。前掲「松本治一郎伝」では、「非常時を強調する政府の態度を逆手に取り(二〇四頁)」、「挙国一致」を逆手に、「(二二二頁)」、「挙国一致」「東亜新秩序建設」等のファシズムの論理にさからわず、その論理を逆手にとって(二三四―二三五頁)

「大東亜戦争開戦以来、皇軍ノ向フ所敵ナク、短日月ノ間ニ赫々タル大戦果ヲ収メ、……「アジア」人ノ「アジア」ノ日モ近付キ、東亜ニ住メル十億ノ諸民族ノ指導者タリ保護者トシテノ皇国日本ノ時代ハ来タノデアリマス」

「私ハ「昨年ノ十一月衆議院代表皇軍慰問団ニ参加致シマシテ、北支方面ニ参ツタノデアリマスルガ、其ノ折」機会アル毎ニ「私ハ」支那人達ニ、日支ハ同種同文ノ民族デアハナイカ、日支親善ソガ真ノ東洋平和ノ最大条件デアハナイカト申シマスルト、其ノ人達ハ「口ヲ揃ヘマシテ」決マツテ、ソレハ能ク分ツテ居リマス、併シ日本人ノ一部ノ人達ハ吾々ヲ蔑視致シマス、ドウカ「中国人ヲ」人竝ミ扱ヒヲシテ欲シト「斯ク」申スノデアリマス。……誤レル優越感ヲ以テ横暴ヲ通シマスレバ……ソコニハ真ノ協和親善ハ断ジテアリ得マセヌ、[即チ]大東亜新秩序ノ建設ノ基調トナルベキモノハ、道義的民族協和デアリマシテ、「先ズ東亜」諸民族ノ心ヲ把握スルコトナクシテ、「事変ノ処理」大東亜共栄圏ノ建設ハ到底出来ルモノデアリマセヌ」

註 この部分は、「事変の処理」ということばを「大東亜共栄圏の建設」とかえているが、二年前の一九四〇年三月四日に帝国議会でおこなった「国民融和二関スル緊急質問」におけるものとほぼ同じである。「緊急質問」のみにある部分を「」

などとされている。松本治一郎氏は、いろいろなものを「逆手」にとっていたわけである。

井元麟之氏は、一九四八年九月六日付けで法務庁に提出した文書で「私は一九三三年八月より一九四六年二月まで全国水平社書記局長を勤め、一九四六年二月より部落解放全国委員会の書記局長を勤めているものであります〔原文は元号使用〕と自称している(『松本治一郎氏らに対する不当追放の真相——関係資料集——』不当追放反対福岡県闘争委員会、一九四九年二月、一五頁)。ここで井元麟之氏は、全国水平社書記局長が翼賛選挙時だけでなく「八・一五」後まで実在していたことにしている。

松本氏が、全国水平社の「解消」後、日本民衆を「輝く大東亜戦争」に煽動し、「積極的にファシズム推進の役割」を果したのはこのときだけではない。

「御国の為には血を流せ」と煽動しはじめる二〇日程まえ、すなわち、翼賛政治体制協議会の推薦候補選定が最終段階に入っていた一九四二年三月二四日に、衆議院建設委員会で、単独で提出した「大東亜民族協和ノ基本国策樹立ニ関スル建議案」の建議理由を説明して、松本氏はつぎのようになる(『第七十九回帝国議会衆議院建設委員会議録(速記)第七回』一九四二年三月二七日)。

内にいれ、新しくつけくわえられた部分を傍線で示した。

「私ノ切ニ希望致シマスコトハ、肇国ノ大神ヲ基調トシ、世界デ最モ秀レタル大東亜民族協和ノ基本国策ノ樹立、是レデアリマス、……茲ニ私ハ、東亜諸民族協和ニ関スル基本国策樹立ノ為メ、政府ハ速カニ内閣ニ直属スル軍、官、民一体ノ大審議機関ヲ設置シ、東亜永遠ノ大計ヲ決セラレンコトヲ切望シテ、本建議案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス」

松本氏は、まさに日本侵略軍が、マラヤ、シンガポール、インドネシア、フィリピン……で民衆を殺傷し、家を焼き、生活と労働の場を破壊しているときに、帝国議会でこのように、侵略の拡大を賛美し、「民族協和」を肯定することばをならべていた。そこで松本氏は、「事変ノ処理」ということばを「大東亜共栄圏ノ建設」におきかえるような操作をして、「民族協和」に関し、二年前の全国水平社委員長時代の「国民融和二関スル緊急質問」と同じセリフをくりかえした。

「大東亜戦争」開始後いちはやく、松本氏が「世界デ最モ秀レタル大東亜民族協和ノ基本国策ノ樹立」を主張したことは、かれが、きわめて積極的のアジア侵略戦争に加担しようとしていたことを示している。

帝国議會議員松本治一郎氏は、日本帝国主義者がアジア侵略の範囲を拡大すると、それにただちに同調して、「事変ノ処理」（すなわち中国侵略）を「大東亜共栄圏ノ建設」（すなわち東アジア・東南アジア・太平洋侵略）にかえ、「民族協和」（すなわち日本民族による他民族支配）の範囲を拡大したのである。

「国民融和ニ関スル緊急質問」に関して、原田伴彦氏は「対中国戦争をも批判しました」といい（原田伴彦「被差別部落の歴史」朝日新聞社、一九七三年、三二六頁）、前掲「松本治一郎伝」には「中国人に対する民族差別と、国内における部落差別とを問題とした」（二二四頁）と書かれているが、いずれも虚論である。「大東亜民族協和ノ基本国策樹立ニ関スル建議案」の建議理由説明中のヴァリエーションと照合するならば、「国民融和に關スル緊急質問」は「対中国戦争をも批判」したのでも、「中国人に対する民族差別」を問題にしたのでもなく、中国侵略のために中国人を「協和」・同化させようとするものであったことは明白である。

「大東亜民族協和ノ基本国策樹立ニ関スル建議案」の建議理由をのべてから約二〇日後の一九四二年四月はじめに、松本氏は、翼賛選挙推薦候補となり、当選した（五月一日開票）。

「東亜ノ新秩序トハ即チ民族ノ新秩序デアルト存ズルデアリマス……立チ遅レテ居ル民族ヲ絶対ニ輕侮シテハナラナイ……決シテ馬鹿ニシテハナラヌ……私ハ全国水平社ノ運動ヲ主宰シ、其ノ陣頭ニ起ツテ血ミドロノ荊ノ路ヲ邁進シテ来タ私自身ノ体験ニ顧ミマシテ、其ノコトガハツキリ解ルデアリマス」

松本治一郎氏のいう「世界ノ水平運動」とは、「日支対米英ノ戦ヒ」のことであった。松本氏は、自分が「全国水平社ノ運動」を「主宰」していたといいつつ、デマゴグの一人として、「大東亜戦争」は侵略戦争ではなく、「世界ノ水平運動」につながるものであると言いつつ、「大東亜共栄圏」内の「民族協和」を主張していた。そして、「大東亜戦争」のち、松本氏はなんら自己批判することなく、「いわば世界の特殊部落におちんだ八千万日本人の水平運動をおこしたいと考えているのだ」と言いだした（松本治一郎「天皇に拜謁せざるの記」、「世界評論」一九四八年四月、五七頁）。

四 「大東亜戦争」のち

一九五四年秋に松本氏は、つぎのようにのべている。

「一体、何で私が戦争に協力しよう。天皇制を強化

翼賛議会は、毎年全会一致で戦時予算を承認した。翼賛議会は、全会一致で戦時立法をおこなった。翼賛議会は、全会一致で「皇軍」への感謝決議をくりかえした。すべての翼賛議員は、一般の日本民衆よりもはるかに強く、日本帝国主義者のアジア侵略に加担した。

翼賛議員として松本氏は、帝国議会運営のさまざまの局面でアジア侵略に具体的に加担した。

たとえば、松本氏は、一九四三年二月に「兵役法中改正法律案」の審議委員一人の一人として、朝鮮人青年徴兵のための立法に賛成し、一九四四年一月に予算委員二人の一人として、朝鮮人・中国人の強制連行のための政府予算案決定に参加・協力している（くわしくは、前掲『反差別・アジア侵略』批判」を参照していただきたい）。

松本氏は「水平運動を背景」として、ファシストのこたばを使って日本民衆をアジア侵略に煽動した。

そのわかりやすい一例を示しておく。一九四二年三月二四日の公言である（前掲『第七十九回帝国議会衆議院建議委員会議録（速記）第七回』）。

「私ハカネガネ支那事変勃発以前ヨリ……日支対米英ノ戦ヒコソガ、押シ拵ゲラレタル世界ノ水平運動デアリ、東亜ヲ救ウ道ナリト主張シテ参ツタデアリマス」

し、華族や軍人をのさばらせるような戦争に協力するはずがない。……一九四二年、戦時刑事特別法が議会上程されたときも、最初は百八十七人も議員がこれに反対していたが買収と弾圧に屈して、最後まで闘ったものは水谷長三郎、齋藤隆夫等と私のたつた七人に過ぎなかったのをみても私の立場ははつきりと分かるであろう」（松本治一郎「戦う水平社運動——叛骨五十年、あらゆる迫害と弾圧に抗して来た水平社苦難の運動史——」、「読本・現代史 文芸春秋臨時増刊」一九五四年一月、五一頁、原文は元号使用。松本治一郎氏の名で発表された座談をふくむ文章のほとんどで元号のみが使われている。このことは松本氏がふだん元号を使っていたことを示している）。

ここで、松本治一郎氏が「戦争に協力するはずがない」と弁明する証拠としてただひとつ例示していることの真実性をたしかめてみよう。

一九四二年一月二日に東条政府は、戦時体制を強化するための治安立法「戦時刑事特別法」を上程した。この法案はほとんど反対されることなく二月一四日に衆議院を通過し、二月二四日に公布され、三月二一日から施行された。

齋藤隆夫氏はその二年まえの一九四〇年春に、「反軍演

説」をおこなったため衆議院議員を除名されており、議員として「戦時刑事特別法」立法に反対することはできなかった。齋藤隆夫氏の除名決議に反対した議員は芦田均氏ら七人のみであり、松本氏は登院して棄権している（国会図書館蔵「大木操関係文書」の四五「齋藤隆夫演説削除問題資料」の六一「主なる反対棄権者調」）。一九六七年五月に「部落解放研究第一回全国集会、市民におくる夕の記念講演」で、北原泰作氏は、「除名に反対したのは、松本委員長と尾崎行雄先生をはじめほんの二、三人だった」と、いかげんなことをいっている（部落解放同盟中央本部編刊『解放の父 松本治一郎』一九七二年、一四六～一四七頁）。齋藤隆夫氏は、一九四二年四月の翼賛選挙のさい非推薦で立候補して当選し、ふたたび衆議院議員になった。

一九四三年二月一六日に東条政府は「戦時刑事特別法中改正法律案」を衆議院に上程した。二月一八日、水谷長三郎氏、赤尾敏ら二七人が審議委員となった。この「改正案」は、「国政変乱」目的の行為にたいする処罰を強化し、「国政」を担当する首相東条英機に権力を集中するものであり、「国体擁護運動」を弾圧することになると危機感をもった天皇主義者が、先頭になって反対運動をすすめた。

大日本皇道会の赤尾敏は「戦時刑事特別法中改正法律案反対意見」を議員全員に配布し、東方同志会の三田村武夫

は「戦時刑事特別法改正案反対の檄——戦時翼賛議会の本領に徹せよ」を議員全員に配布した。『報国新報』および『維新公論社』は、天野辰夫の「東条首相に忠言す。戦時刑法改訂絶対不可」を掲載し、筆者、発行人、編集者が逮捕された（『特高月報』一九四三年三月分、二五～三〇頁）。二七人の審議委員のうち水谷長三郎氏、赤尾敏、三田村武夫ら九人は最後まで反対し、最終段階で委員を辞任した。この九人の名前は、一九四三年三月九日の『朝日新聞』でも報道された。

松本治一郎氏が「一九四二年、戦時刑事特別法が議会上程されたときも……最後まで闘ったものは水谷長三郎、齋藤隆夫等と私のたつた七人に過ぎなかつた」といっているのは、一九四三年の「戦時刑事特別法」の改悪のさいのことをいっているようである。松本氏は「……私のたつた七人に過ぎなかつた」といい、それを「戦争に協力するはずがない」という弁明の証拠として例示しているが、もしそれがそのような証拠になるなら、赤尾敏や三田村武夫は松本氏よりはるかに徹底してアジア侵略戦争に非協力であったことになる。

当時の『朝日新聞』をみるかぎり、「最後まで闘ったもの」に相当する議員は九人で、そのなかには松本治一郎氏はふくまれていない。

しかし、松本治一郎氏は、まったくのいつわりをのべているわけでもない。「戦時刑事特別法中改正法律案」の審議委員以外の議員のなかにもこの法案に最後まで反対した議員が二十四人いた。松本氏や齋藤隆夫氏はその一人であった。「戦時刑事特別法中改正法律案」に最後まで反対した議員は九人プラス二十四人、計三十三人であった。（『特高月報』一九四三年三月分、三一～三二頁）。また、齋藤隆夫氏は

「戦時刑事特別法中改正法律案」の審議委員とはならなかったが、これに反対する有志代議士会の発起人の一人であった（金原左門「議会からみた敗戦への道」、『日本議事会史録』3、第一法規、一九九一年、四〇五頁、参照）。

実際には三三人であったのを、「……七人にすぎなかつた」といったのは、あるいは記憶がいによるものであったのかもしれないが、「水谷長三郎、齋藤隆夫等と私」といって、帝国議会で反軍の意志を明確に示したことで知られる齋藤隆夫氏の名をとくに挙げ、赤尾敏や三田村武夫の名を落としているのは、「戦争に協力するはずがない」というフィクションを事実であるかのようにみせかけるための松本治一郎氏の作意によるものであろう。

一九五一年に、水谷長三郎氏は、「東条翼賛議会の重圧の中で、戦時刑事特別法改正に對し、鳩山、齋藤（隆）などと組んで反対した」とのべている（水谷長三郎「社会党興

亡史」、『水谷長三郎伝』民主社会党本部教宣局水谷長三郎伝刊行部、一九六三年再版、二六九頁。初出は、『サンデー毎日』一九五一年一月八日）。

松本治一郎氏とちがって、齋藤隆夫氏も、水谷長三郎氏も、翼賛選挙のさい、東条政権がくりあげた翼賛政治体制協議会から推薦を受けることなく選挙にのぞみ、当選していた。木村忠一「翼賛選挙の想い出」（前掲『水谷長三郎伝』一五八～一五九頁）では、水谷氏の選挙活動にたいする官憲の干渉がはげしかったことが語られている。

松本氏と同一選挙区（福岡県一区）の江口繁氏も、水谷氏や赤尾敏らとともに最後まで反対した九人の審議委員の一人であった。同じ選挙区の議員であったから、江口氏が最後まで反対した審議委員であったことを、松本氏は記憶していたと思われるが、松本氏は江口氏の名をも落としている。江口氏は松本氏とおなじく翼賛政治体制協議会の推薦候補であり、翼賛選挙当時には「選挙公報」で「大東亜の地帯はアジア人のアジアとして蘇生せんとしつゝあるののであります」、「一億鉄石火の玉となつて、米英を徹底的に撃滅する迄、強行軍をせねばならぬ……」などと松本氏と似たようなことをいっていた。松本氏の論法によるならば、江口繁氏もまた、松本氏と同様に（あるいは松本氏以上に）、「大東亜戦争」のちになってから「私が……戦争に協力

するはずがない」と主張できる一人ということになる。
松本治一郎氏が「最後まで闘つたものは水谷長三郎、齋藤隆夫等と私のたつた七人に過ぎなかつた」と不正確な証言をする五年まえ、部落解放全国委員会本部は松本氏の追放解除をもとめるパンフレットで、こうのべていた。

「東条内閣の当時、人民の自由と権利を極度に剝奪する戦時刑事特別法案が議会で提出された。はじめの間の法案の撤回を要望する議員は百八十七名の多数にのぼつていたが、東条と翼賛政治会幹部の謀略と切りくづしによりついに数名の反対者が残つたのみであつた」(『人權と民主主義を護る闘争——松本治一郎氏等の追放問題——』部落解放全国委員会本部、一九四九年三月、一七頁。奥付けでは著者は北原泰作となつてゐる)。
この記述もまたいいかげんなものであつた。

「戦時刑事特別法」が上程されたのは一九四二年の七九回帝国議会であり、「戦時刑事特別法中改正法律案」が上程されたのは一九四三年の八一回帝国議会であつた。部落解放同盟中央本部編『写真記録・水谷長三郎五十年史』(部落解放同盟中央出版局、一九七二年)には、松本治一郎『第八十回帝国議会衆議院報告書』と同『第八十一回帝国議会衆議院報告書』の表紙の写真が掲載されており(一〇四頁)。

の闘い」に関する記述はまったくない。同書の筆者は、「戦時刑事特別法」反対にかかわる松本治一郎氏の虚言を追認しないことにしたのかも知れない。

猪俣敬太郎『中野正剛の悲劇』(今日の問題社、一九五九年)では、「戦時刑事特別法」の「改正案」の反対署名に加つた議員は一七五人であるとされておられ、「最後まで反対して、その節を守つた九人の委員の名を掲げておこう。暗黒時代の議会史に光輝ある記録を留めた人たちとして」として、九人の名が正確に記されている(八九頁)。

翼賛議員として松本治一郎氏は、天皇主義者と一線を画してゐなかつた。一九四三年六月一日、松本氏が発起人の一人となつて議員集団「八日会」が結成された。「八日会」の「信条」は、「一、……我等は一切の行動を国体の本義に発す」「二、我等は大詔を奉戴し断じて戦ひ断じて勝つ信念を以て行動す」……というものであり、「八日会」という名称は、「大東亜戦争」開始日(一九四一年一月八日)によるものであつたという。「八日会」の結成式には水谷長三郎氏、中野正剛、赤尾敏、三田村武夫ら二七人が出席し、松本氏は「激励的発言」をおこなつたといふ(『特高月報』一九四三年六月分、三六―三九頁)。

前掲『解放の父 松本治一郎』の写真ページにも掲載されている(、部落解放同盟中央本部の人びとはこの報告書の所在を知り、閲読しえたはずである(同書のありかを筆者は探索しているが、まだ閲読してゐない)。

松本治一郎氏の『第八十一回帝国議会衆議院報告書』には、「戦時刑事特別法中改正法律案」にかかわるならんかの記述があるかもしれない。しかし一九四三年四月付けで出された同書には、「最後まで闘つたものは水谷長三郎、齋藤隆夫等と私のたつた七人に過ぎなかつた」とはされてゐないはずである。当時それが事実ではないことは一般的に明らかであつたからである。だが、一〇年後には、松本氏は虚言をのべることができた。そして、一九七〇年代に、前掲『解放の父 松本治一郎』中の「松本治一郎年譜」、および『松本治一郎対談集 不可侵 不可被侵』(解放出版社、一九七七年)中の「松本治一郎の軌跡」の作者(谷口修太郎氏)は、松本氏の虚言をそのまま転用し、『第八十一回帝国議会衆議院報告書』や当時の議事録や新聞記事などのいっさいを無視して、一九四二年の部分に、「戦時刑事特別法が議会上程され、水谷長三郎、齋藤隆夫らと最後までたたかう」と書いている。その後、現在までこの誤記は修正されていない。ただし、前掲『松本治一郎伝』には、「戦時刑事特別法」にたいする松本氏の「最後まで

「大東亜戦争」のち松本氏は、自己の侵略戦争加担の事実を主体的に持続的に隠しつづけた。そして、その作業に、部落解放全国委員会や部落解放同盟の指導部および一部の文筆者が、意図的あるいは無自覚に協力してきた(たとえば、前掲『松本治一郎伝』では、一九四〇年代前半期の松本氏を、「生活防衛のため合法ギリギリの線で徹底してがんばるという形の抵抗をつづけてきた治一郎」としている。二三五頁)。くわしくは、前掲『反差別・アジア侵略』批判を見ていただきたい。

松本氏は、一九〇七―一九一〇年に、「大日本国一等軍医監」を詐称して中国山東省を「聴診器と電気療法器と散薬の箱」をもち白衣をきてまわり、中国民衆を有料で「診察」したり薬を販売したりしていた。そのため日本領事館は松本氏に一九一〇年に「諭旨退清」命令を出したといふ(松本治一郎「荊冠旗は血に染む 水谷長三郎運動廿五年」、『政界ジープ』一九四七年九月号、ジープ社、四頁。松本治一郎「叛骨五十年——我が青春物語——」、『文芸春秋』一九五三年八月号、一六八頁。および朝日新聞西部本社社会部編『松本治一郎と解放運動』部落解放出版社、一九七三年、三四―三五頁)。谷口修太郎氏はそのことを「抑圧された中国民衆に連帯したため日本の領事館から強制送還される」と書いている(前掲『松本治一郎の軌跡』一六五

頁)。谷口氏は、松本氏の虚像の創作に尽力している。

五 日本人のアジア侵略史総括の現在の意味

全国水平社の歴史と伝統を受けつぐという日本の大衆組織の指導部は、松本治一郎氏の「大東亜民族協和ノ基本国策樹立ニ関スル建議案」の建議理由説明や「選挙公報」、あるいは「翼賛政治会」「八日会」における松本治一郎氏の役割を語る関係文書などをすべて開示すべきではなかったか。そのような作業を回避しつつ、部落解放同盟中央本部は、その編書『松本治一郎伝』で、「治一郎は、……戦時下の被差別部落大衆をはじめとする国民すべての生活防衛をはかることを自らの使命としていた。そして、戦後をみつめ、そのときの再起を待った」としている(二三五頁)。全日本国民の「生活防衛」のために松本氏は何をやったのか？

松本治一郎氏の戦争責任を、部落解放同盟中央本部が、これまで長い間あいまいにしてきたことは、つぎのような事実と重なっている。

一九四〇年四月に福岡二四連隊第二機関銃隊に入り、四か月後に中国に侵入して、「皇軍」の兵士として中国民衆に敵対しつつ上杉佐一郎氏は、これまでかれが中国で

どのようなことをやったかを具体的にほとんど明らかにしていないが、つぎのような文章は公表している。

「一兵卒として参加した体験に即していえば……。退却せずに残っていた女や子供に対してまで乱暴するといふことが繰り返えされたのだ。もちろん私は今何一つ弁解しようとは思わないが……」(上杉佐一郎『部落解放と労働者』解放出版社、一九七六年、四七頁)。

「私は死にたくないから、なるべく弾に当たらないように工夫して生きてきたものです」「三年たち、四年たつて、だんだん慣れてくると、『……先頭に行くほど弾は当たらないのだ』ということがわかってきました。まだ敵の照準が定まっていないからです。あとのほうになると照準が合わされて、弾は百発百中になってくるのだからやられてしまう。……それで私は、四年目ごろから一番先頭に行つたのです。中隊長よりもさきに走つて行つた」(上杉佐一郎『部落解放の原点』解放出版社、一九八一年、一七七―一七八頁)。

『部落解放の原点』で、上杉氏が「敵」と言っているのは、かれをふくむ日本侵略軍にたいして武器をもって戦っていた中国人戦士のことである。

上杉氏はいまは日本侵略軍に反撃する中国民衆を「敵」といふべきでないということは、知っているにちがいない。

い。だが、かれは理性(あるいは知識)ではなく感性にしたがって、いわば無意識に中国民衆を「敵」と呼んだのではないか。そして、部落解放同盟中央本部のメンバーは、上杉佐一郎氏のこの文章を読んでも違和感を感じる事ができなかった。いまもこの本は、「戦争とファシズムへの急速な動きのなかで、日本の民主主義と部落の完全解放のために何をめざすべきか。80年代の運動の多様な課題を通して運動の原点を確かめ、方向を示す」という紹介・宣伝文のもとに日本で流布されている。

かつての「満洲国」官僚、「皇軍」兵士、満鉄をはじめとする植民地侵略企業の社員・家族、「開拓民」関係者のなかには、いまでも日本侵略者と戦つたアジア民衆を、「敵」「匪賊」「共匪」「鮮匪」「匪団」「暴民」「暴徒」……と、当然のように呼んでいるものが多い。日本のアジア侵略の手先となってアジアの民衆の生活を破壊し大きな犠牲を与えたかれらは、日本にひき返したあと、日本の各地で家族とともに生活しつつ、いつまでたってもアジア民衆に敵対して、侵略者の意識で侵略時代を語っている(『満鉄会』『蘭星会』『憲友会』『満蒙同胞援護会』『満拓会』『鮮交会』『華交互助会』および各種の「戦友会」などが出している書物や個人の手記・回想記の多く)。

日本民衆は侵略の責任を回避しつつ、第三世界の民衆と

資源を収奪し、自分たちの生活を向上させてきた。だから、アジアを侵略した日本民衆が、侵略に抗するアジア民衆を「敵」と公然と呼びつづけることが、天皇と「ヒノマル」をシンボルとする日本で、これまで許されてきたのである。

このような、日本の思想・文化状況のなかで、一〇年間も、中国民衆を「敵」と呼ぶ文章が、日本の大衆組織の指導者の『部落解放の原点』と題する著作のなかで生きつつけているのだろう。

わたしは、このことばの使用と長期間の黙認が、日本人の表面的な論理の領域に属するというよりも感性の深層に属することであるだけに、とりわけ恐ろしい。なぜ、このようなことになっているのか。その歴史的原因の探求は、いつまでも今後の課題だとして放置しておくことは許されないのではないか。それは、日本人部落解放運動史・融和運動史の研究者にとっても、緊急の研究課題であるようにわたしには思える。

一九四〇年七月二六日、全国水平社、東本願寺、西本願寺三団体の代表者の懇談会が開かれ、はじめに松本治一郎氏は「東亜新秩序建設を完遂するためには一億一心親和でなければならぬ」、「現下の国家情勢に即応して凡ゆる人々

の力を集めて国民総親和の実を……」とのべたという（『最高首脳部網羅し東西本願寺と歴史の会談』、前掲『全水大会告知』三頁）。

一九九一年二月二十七日、浄土真宗本願寺派（本山、西本願寺）の最高議決機関（宗会）は、「戦時教学」や「報国法要」で門徒を戦争に駆りたてたことを自己批判し、その一月後の四月二日に浄土真宗大谷派（本山、東本願寺）も「全戦没者追弔法会」の「表白」で教団の戦争責任を自己批判した。

この両教団指導部の、「八・一五」のち四五年あまりも過ぎ去ってからの、あまりに遅い、しかし日本人の他の団体・組織にくらべるならば先駆的な自己批判は、この組織のメンバーがアジア侵略史をきちんと総括し、組織の歴史を隠蔽・偽造することなく、その戦争責任・戦後責任をとらうとしていることを示している。

松本治一郎氏がやったことは「侵略戦争そのものがあるがままに受容」するどころのことではなかった。水平運動を「背景」として特権的な議員となった松本氏は、自分を安全地帯において被差別部落民をアジア侵略戦争に煽動し、朝鮮人青年の「徴兵」に加担した。そして、「八・一五」のち松本氏は「何で私が戦争に協力しよう。天皇制を強化し、華族や軍人をのさばらせるような戦争に協力

するはずがない」と強弁した。この無恥のいつわりの弁明を、これまで部落解放運動にかかわってきた人びとも歴史研究者も、だれひとり批判したことがなかった。

「大東亜戦争開戦以来、皇軍ノ向フ所敵ナク、短日月ノ間ニ赫々タル大戦果ヲ収メ、……「アジア」人ノ「アジア」ノ日モ近付キ、東亜ニ住メル十億ノ諸民族ノ指導者タリ保護者トシテノ皇国日本ノ時代ハ来タノデアリマス」と松本治一郎氏が帝国議会であっていたとき、「皇軍」は、東南アジアの各地で住民を虐殺していた。この住民大虐殺の事実を、当時、松本氏は知らなかったかもしれない。しかし、いまは、その事実の一部が明らかにされている。とくに日本ファシズムに関心があるらしい近現代史研究者藤野豊氏は、その事実の追求に無関心ではありえず、アジアの各地での「皇軍」の住民虐殺の事実に関していくらかは知っているだろう。その事実をさらにくわしく知ろうとつとめ、さらに史料にもとづく科学的歴史研究をすすめていくならば、藤野氏は「全国水平社は……侵略戦争そのものがあるがままに受容したのである」という断言形式の空説をみずからくつがえすのではないか。

藤野豊氏は、「戦時下水平運動の研究をめぐる問題点」の末部で、「部落史」研究の水準が低く、「日本史研究」全体から大きく遊離した『部落史』研究が形成されている

とのべている。

だがわたしには、とりわけ「部落史」研究の水準のみが低いとは思えない。近現代史研究において、史料によらず、あるいは史料を曲解して、ときには実在しない「史料」を証拠として虚論をたてている日本人はすくなくない。

また、「日本史研究全体」という一國史の枠組みでおこなわれる日本の「部落史」研究においては、アジア侵略史を総括しようとする視点は、ときに簡単に放棄される。

日本のアジア侵略史の総括を基本課題とせず、日本帝国主義批判を内包しない日本人の近現代史研究は、日本民衆の歴史意識を变革せず、天皇(制)の「受容」に加担する。

藤野氏は、「金氏の研究は、アジアの側から水平運動の戦争協力を論じるという新しい視点を提起するもの」とのべている。だがわたしの視点は新しいものではなく、近現代の日本の民衆運動史を分析するさいに、その研究者が侵略を否定する人であるならば、当然とする視点なのである。藤野氏は、これまでどのような視点で歴史を研究してきたというのだろうか。

事実が明らかにされなければ、戦争責任を問うことはできない。そして、一九世紀の八〇年代以降、日本人がやってきた戦争は、秩父蜂起を別として、すべて内戦ではなく

侵略戦争であったのだから、アジア史・世界史の規模で事実が明らかにされなければならない。

侵略される側の民衆は、侵略戦争を「あるがままに受容」することはできない。それは、日本人に、大地を焼かれ、農作物や家畜や生活物資を奪われ、殺されることを、あるいは共同体から引き裂かれることを、だまって受け入れることを意味するのだから。

アジアの民衆を犠牲として日本民衆のみずからの生活を「防衛」しようとするかぎり、アジアの民衆と日本民衆が共闘することはできなかつた。これは現在の問題でもある。

日本民衆が、生活を「防衛」するために侵略戦争を「受容」するという姿勢をすてざることなしに、かつて侵略した国・地域、そして第三世界の民衆との連帯は不可能であろう。いま日本人は、熱帯雨林を伐採し、そこにすむ先住民の生活と労働の場を破壊している。それはかつて日本人がアイヌやウィルタの大地、台湾、サハリン、朝鮮、中国東北部……でおこなったことと同質のことではないのか。

六 ヒロヒトの死を「哀悼」して

部落解放は可能か

松本治一郎氏が「八・一五」以前も以後も一貫して天皇

制を廃絶しようとしていたという説があるが、うたがわしい。松本氏がヒロヒトに「むしろ親しみをもっていったという感じすらあった」という証言もある(高田繁『反差別、反権力』を生きたオヤジさん)、『部落解放・ふくおか』第四八号、福岡部落史研究会、一九八七年二月、二三―二四頁。ここで高田氏は、元号を使って語っている。

一九四七年秋に松本氏は、つぎのようにのべていた。

「賤族があるから貴族が出来たのではなくて、貴族があつたから賤族が出来た。だから華族の制度をみとめないということでは賤族がなくなるわけである」(前掲「荊冠旗は血に染む 水平社運動廿五年」六頁)。

「闘争三十年、世の中も随分と変わったと思う。……闘争の相手であった華族制度も軍閥も、わが日本の国から姿を消してしまった」(今日、華族制度も貴族院も、民主憲法によって追放せられた。時代は変わり国体は変革された。……大きな時代の進歩と云えよう)(松本治一郎「闘争三十年——水平社運動の想い出」、『社会』一九四七年一〇月号、鎌倉文庫、四四頁。松本氏はこの年五月にも、参議院副議長就任挨拶で、「時代は変わりました。国体は変革されておるのであります」とのべている)。

「八・一五」以後の数年間、日本近現代史上、天皇

現代日本の統合と排除(明石書店、一九八七年、八四頁)。

「貴族あれば賤族あり」という主張は、「天皇一族あれば賤族あり」という主張と、はっきり異なるものである。

「貴族あれば賤族あり」という主張はそれだけでは、天皇(制)の下での全日本人の平等(「一君万民」)の主張そのものでありうる。

松本氏は、「不敬罪」や「大逆罪」とされる「おそれ」がなくなった時期になっても天皇(制)廃絶を主要課題とすることはなかった。一九五九年に松本氏は、「松本さんは、天皇をどうしろというお考えなんですか」という漫画家近藤日出造氏の問いに、「伊勢神宮の官司になせ、というんですよ」とこたえたことがあったが、それは天皇(制)廃絶への強固な意志に裏づけられた、組織の最高責任者としての確固とした運動方針にもとづくものではなく、その場かぎりのものであった(前掲『不可侵 不可被侵』六六頁)。

谷口氏や菅孝行氏らの誤解は、いまも克服されていない。部落解放同盟の機関紙『解放新聞』一九八九年一月一六日付けは、「主張」欄で、ヒロヒトの生涯を「波乱の人生」と表現し、「われわれもまた、生命の尊厳性を考え、哀悼の意を表したい」としたあと、「われわれの大先輩、松本治一郎は、天皇制の本質を、『貴族あれば賤族あり』と喝破している」と書いている。

(制)廃絶をもとめる日本民衆の意志と運動がもっとも高揚した時期であった。その時期においてなお松本治一郎氏は、天皇(制)廃絶を主要課題とせず、天皇(制)が残っているにもかかわらず「時代は変わり国体は変革された」といい、「華族の制度をみとめないということでは賤族がなくなるわけである」といつていた。松本氏のいう「貴族」には天皇一族はふくまれていなかった。

一九七七年に谷口修太郎氏は、松本氏が言ったという「貴族あれば賤族あり」ということばを、「天皇」という「貴い」存在を必要とするものは、部落差別という「賤しい」存在を必要としたことである」と解説しているが、誤解であろう(前掲『不可侵 不可被侵』三一―九頁)。

また、「松本は、貴族あれば賤族ありと、喝破し、徳川家を相手どつて、貴族廃止運動をくりひろげた。これは、いうまでもなく、実質的な反天皇制闘争であった。『欽定憲法』下で徳川を徳川たらしめているのは、天皇の権力と権威にほかならないからである。それを公然と語ることは不敬罪であり大逆罪とされるおそれもあったので、彼は貴族廃止運動を行ったのである」と断言調で語っている文筆者がいるが、この筆者は、証明しがたいことを「いうまでもなく」という連辞でつないで読者に松本氏の虚像をおしつけているのである(菅孝行『天皇制国家と部落差別——

「八・一五」のちまもなく、松本治一郎氏、北原泰作氏、井元麟之氏らは、戦争加担の過去をわずかにも自己批判することなく、大衆運動を組織しはじめた。松本治一郎氏、北原泰作氏らを発起人とし、主催を全国水平社とする全国部落代表者会議が一九四六年二月一九日に開かれ、かつての大和報国運動や部落厚生皇民運動の主導者がよりあつまって部落解放全国委員会を結成した。翌日ひらかれた部落解放人民大会で北原泰作氏は、「天皇制を打倒し、人民政府を樹立することによって始めて我々は解放され、全人民は完全に解放されるであります……我々は、如何なる困難にも屈せず進みませう。その半ばにして倒れても決して悔いなくあります」と、口先でのべた(京都部落史研究所編『復刻 部落解放人民大会速記録』部落解放同盟京都府連合会、一九八二年、四三頁)。

この大会で採択された「宣言」には、アジア民衆のさらなる怒りと不信をおそれることなく、「われわれは過去半世紀に亘つて、世界に比類なき軍事的・警察的恐怖政治の下に部落民衆解放のために闘つて来た」という虚言がちらねられていた。部落解放全国委員会は、①全メンバーのアジア侵略加担の隠蔽、②全メンバーの責任回避・責任無化、③全メンバーのアジア民衆と日本民衆(とくに被

差別部落民」とかれら自身にたいする無恥を前提としてはじめて成り立つ質の組織であった。そのほば二〇年後、一九六四年一月、北原泰作氏は、「天皇に招待されて……園遊会に参列」した（北原泰作『賤民の後裔』筑摩書房、一九七四年、三四二頁）。

一九八九年一月七日、アジア侵略の責任をなにひとつとることなくヒロヒトが死んだ。そしてその日付けで、上杉佐一郎氏は部落解放同盟中央本部執行委員長として「天皇死亡に関するコメント」を発表したが、その冒頭で「人間天皇が亡くなられたことに哀悼の意を表します」とのべている。このとき上杉氏は、「哀悼の意」をだれにむかつて「表」したのだろうか。天皇一族にか？ 被差別部落民をふくむ日本民衆にか？ それとも日本国民にか？

「哀悼」とは、「哀しみ悼むこと」である。部落解放同盟の責任者がなぜ、差別と侵略の根幹である天皇の死をかなしんでみせるのか。

ヒロヒトは、アジア侵略日本軍（皇軍）の司令官であった。ヒロヒトはアジア民衆の敵意にかこまれて死んだ。「皇軍」に対抗し武器をもって戦った中国民衆を「敵」と呼ぶ思想と感性を保持している日本人は、日本民衆の大衆組織を代表してヒロヒトの死を「哀悼」することができた。

別部落大衆の生活を防衛する」ために「全国水平社は……侵略戦争そのものをあがままに受容したのである」といつてしまった。

なぜなのだろうか。現在の日本の政治・文化状況は、藤野氏のような研究者をも動揺させているようである。

藤野豊氏は「戦時下水平運動の研究をめぐる問題点」の終末部で、「部落解放運動は平和とかアジアとの連帯とかの文言を掲げながら……まだ自らの戦争責任を問い直そうとはしていない。研究者は……自主的、主体的に科学的な研究を創造していくほかはない」とのべている。わたしはこの結語に同感である。かれはまた、この論文の冒頭部で、「戦時下の水平運動を……戦争に協力しながらも被差別部落大衆の人権と生活を防衛したと弁明」することを批判し、このような主張が「運動家を自負する人びとの口から臆面もなく叫ばれている」といい、「すくなくとも、部落解放運動というものが、現代において平和と民主主義を求める国民の諸運動と連帯していることとするならば、このような主張は口にするのはばかれるはずである」とのべている。わたしは藤野氏のこの指摘にも同意する。

だが、藤野氏が、「全国水平社は……被差別部落大衆の生活を防衛することを至上とし、そのためには侵略戦争そのものをあがままに受容したのである」と断言している

このことに関して、藤野豊氏は、一九八九年一月二八日に、つぎのようにのべている（藤野豊「天皇制の思想と部落問題」、『差別とたたかう文化』二一〇号、明治図書、一九九〇年一月、一八一―二〇頁）。

「アジアの人びととの連帯などと言っている団体が、侵略戦争の責任者であるヒロヒトの死にたいして「哀悼」の声明を出すなどという許されない裏切り行為をおこなった」

「天皇が犯したあやまちが国内だけではないわけで、アジアに対する責任、侵略の責任があるわけです。我々が天皇は日本の象徴だから天皇が死ねば哀悼の意を表する。これはアジアの民衆に対する冒とくなんです。ヒロヒトの名によって殺されたアジアの民衆の立場に立つならば、たとえヒロヒトが象徴天皇であろうとも、その死に哀悼を表明することは言語道断なんです。ドイツがユダヤ人の前でヒトラーの死に哀悼を表するようなものなんです」

ヒロヒトの死を「哀悼」することに関して鋭く的確な分析をおこないながら藤野氏は、その一年後に、全国水平社中央委員長らの言行を実証的に分析することなしに、いわば突然、それまでのかれ自身の歴史研究の厳密な実証的方法をすて、「アジアの側」に対立するかのようになり、「被差

のは、同じ論文のわずか二頁後なのである。藤野氏は「口にするのはばかれるはずである」と批判したばかりの主張とおなじようなことを、すぐそのあとで自分自身で書いていた。藤野氏のこのようなふらふらした言論は、侵略責任を回避する傾向を助けるものであり、藤野氏が自己の主体的ありかたを問おうとする地点で歴史研究をおこなっていないことを示しているのではないか。これ以上動揺することなく、「自主的、主体的に科学的な研究を創造していくほかはない」という自分のことばどおりに、藤野氏が科学的な歴史研究をすすめていくことを期待したい。

ヒロヒトが「東亜永遠ノ平和」（「宣戦の詔書」）のためと称して、侵略の領域をアジア全域に拡大したあとまもなく、一九四二年四月に松本治一郎氏は、「私どもは……皇軍将兵、就中、護国の神となられたる英霊に対して衷心より感謝感激すると共に、此の精神を肝に銘じ政治・経済・文化の日常生活に力強く生かすやう日夜精励努力せねばなりません」と公言していた（前掲「選挙公報」）。

このことをなんら自己批判することなく松本治一郎氏は、「八・一五」以後、日本被差別部落民の大衆組織の責任者として「活動」しつづけた。松本氏は、虚言で「八・一五」以前の自己の反民衆的な過去をおおい隠し、「八千

万日本人民の水平運動をおこしたい」、「日本における部落差別からの解放は、世界の水平運動として世界的な規模で……」などといった。しかし、いつわりを内包している「水平運動」は、民衆を解放する運動とはなりえない。上杉佐一郎氏が、組織を代表してヒロヒトの死を「哀悼」したことは、アジア侵略戦争に日本の被差別部落民を煽動した松本治一郎氏をいまなお「解放の父」（あるいは「部落解放の父」と規定している組織の戦後責任にかかわる問題であろう。

ヒロヒトの死後すぐに、アキヒトは、ヒロヒトが「ひたすら世界の平和と国民の幸福を祈念」していたことにし、ヒロヒトの「心」を自分の「心」とすると公言した。

そのアキヒトの一族は、日本軍・警官隊にまもられ、日本国家の公金を使って生活し、家をたて、結婚式をし、即位式・「大嘗祭」をやり、「国事」をおこなっている。韓国大統領のまえで使った「痛惜の念」というアキヒトの通辞法は、ヒロヒトの方法と同じである。

ヒロヒトの責任はヒロヒトが病死したからといって解除されない。だが、部落解放同盟中央本部執行委員長はヒロヒトの死んだ日にその死を「哀悼」し、それをいまなお取り消していない。そして、いま、ヒロヒトの生まれた日は日本国民の「祝日」となっている。

が、「八・一五」以後これまでの長いあいだ、日本で通用してきたのだろうか。この問題は、部落解放運動にかかわってきた人びとにぜひ説明してほしいと思う。それは、日本民衆が全体として、戦争責任・戦後責任をひきうける道をきりひらく仕事であり、日本民衆全体の反天皇(制)・反侵略・反差別運動を強めるのではないだろうか。

多くの場合、わたしたちは歴史の否定面から学ばなければならぬ。したがって、自己の経歴をいつわり戦争責任をとることなく、「八・一五」以後も部落解放運動の指導をつづけた松本治一郎氏らの反民衆的な言行の分析は重要だが、しかし、かれらの動き方のみを分析しても、解放された社会にむかう積極的な展望をつかむことはむづかしい。

在日朝鮮人の歴史と部落解放運動の歴史を、地域史あるいは個人史の領域でたんねんに追求するならば、わたしたちは、地域社会において共同した労働とたたかいの日々を生きていた朝鮮人と被差別部落民とに出会うかもしれない。部落産業の現場においても、わたしたちは、全国水平社指導部が「銃後部落厚生運動方針」で、「吾々部落大衆は、従前より朝鮮同胞の内地進出により、著しく職業の侵蝕を受けてゐた」と強調していた朝鮮人と被差別部落民の対立ではなく、共同性を発見できるかもしれない。

最近、部落解放運動を担っている友人から、軍学校の教

組織の代表者がヒロヒトの死をかなしんでみせることを組織員が容認しているかぎり、その組織が主導する「世界の水平運動」は、差別の歴史的根源である王制を容認する運動でありつづけるしかない。天皇制は、アジア全域を武力侵略した国家の王制である。日本民衆が天皇制の残存を承認しつつアジアの民衆・世界の民衆とほんとうに連帯していくことはできない。天皇(神権天皇であろうと人間天皇であろうと)・天皇制(絶対天皇制であろうと象徴天皇制であろうと)の存続を承認している日本の大衆組織が、どうしてアジアの民衆・世界の民衆と連帯して反差別運動をすすめることができるのだろうか。

日本民衆が、侵略と差別の根幹である天皇制を廃絶する意志を堅固にし、そのために持続的に努力することなしに、日本民衆の他国・他地域侵略の時代はおわらず、日本民衆自身もまた解放されないだろう。

おわりに

わたしは、『反差別・アジア侵略』批判」および本稿の作業中に、いやおうなしに松本治一郎氏らのいつわりを見るざるをえなかった。それはけっして未来への希望を与えてくれることではなかった。どうしてこれほどまでの虚偽

官として侵略戦争に日本青年を送りだしていたかれの父が、戦後、軍人恩給を受けとろうとせず、貧困のうちに、アルコール依存症ではとんど自滅するように亡くなったという話を聞いて、このような日本人もいたのかとおどろいた。かれの父はそうにして侵略戦争加担の責任をとろうとしたのだと、わたしは感じざるをえない。そのような民衆とは対極的な地点で、松本治一郎氏は「解放の父」であったのである。

日本にたいする東アジアの民衆の戦いの歴史に合流しようとし「東アジア反日武装戦線」という組織名で天皇(制)と日本帝国主義者にたいして戦った日本人青年たち(東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議編『反日思想を考える——死刑と天皇制——』軌跡社、一九九一年、参照)、「ヒノマル」「キミガヨ」を拒否して持久的に日常の場でたたかっているウチナンチュー、天皇(制)にたいして団結してたたかいつづけている被差別部落民……みずからの歴史の責任を果そうとする民衆、その力が解放された未来への原基だと思ふ。

地域にこそ受けつぐべき朝鮮民衆と被差別部落の民衆の連帯の歴史が秘められているのではないかと思いたい。今後さらに多くの人と出会い、いつわりのない地域の民衆の生活とたたかいの歴史を再発見していきたい。

付記

一九九〇年一二月末に書きあげた本稿の初稿は、『部落解放研究』第七八号に掲載されることになっていたが、一九九一年二月上旬、校了時に、突然掲載が延期された。

三月上旬に、あらためて同誌第七九号に掲載されることになったと決まったあと、不足の部分を改稿したが、表題も論旨もとのままである。初稿の掲載が延期されたため、その一部を『反差別・アジア侵略』批判』に転載したが、本稿では、論旨の展開に必要なかぎりにおいて転載部の一部をもどした。本稿を同論文とともに読んでいただければ、より理解を深めていただけると思う。

初稿掲載延期の「理由」のひとつは、「八・一五」以後の松本治一郎氏に関する論文を誰か（未定）に書いてもらって、わたしの論文と併載することにしたからというものであった。わたしは併載論文をひとつの契機とする生産的な討論を予想しつつ、『大東亜戦争』のちに「および」ヒロヒトの死を『哀悼』して部落解放は可能か』の二節をあらたに書いた。併載予定論文は筆者が定まらず本号には掲載されないが、二節の論点は、初稿の論点と密接しており、ともに検討されるべきものであると考え、そのままここに掲載させていただいた。

本稿の本号掲載が最終的に決定されたのは四月九日であった。これまでの二か月のあいだ、部落解放研究所を支えている人びとの研究と主体のあり方を問いつめようとする姿勢にわたしもまた学ばせていただいた。

曲折はあったが、本稿が部落解放研究所の紀要『部落解放研究』に掲載されるにいたったことは、部落解放研究所という研究機関の自立した力の強さと可能性の豊かさを示すものであるとわたしは感じている。

一九九一年一月〜二月、USA軍を主力とする連合軍（日本と韓国は兵站を担当して参戦。ソ連は国連安保理で連合軍派遣に賛成して積極的に加担。中国は棄権して間接的に加担）が、数多くのアラブの民衆を殺傷した。アラブの民衆を分裂させ、アラブの民衆の対立を強め、石油利権を守ろうとするUSAの侵略戦争に、日本も韓国も参戦した。この侵略戦争のさなかイスラエルは、南部レバノンのパレスチナ民衆を猛砲爆していた。アラブの大地は焼かれ、子どもも老人も死んだ。侵略戦争をあるがままに受けいれることは、その人たちのいのちを断つことに加担すること。それを受けいれるならば、フセイン政権のクルド民衆弾圧・虐殺を糾弾できない。

差別と侵略の根源をとものにうち砕く、わたしたちの力をわずかでも強めることを願って、本稿を発表する。